

2013年メーデー

●開催会場

○5・1にいがたメーデー
9時開演 新潟市音楽文化会館

○県央メーデー

9時開場 新潟市西大畑公園

○下越地区メーデー

10時～ 秋葉区日宝町公園

○中越地区メーデー

10時～ 長岡市平潟公園

○上越地区メーデー

14時～ 上越市雁木通り
フラザ6階



JR貨物が制 賃金抑

JR貨物会社・田村修二社長は3月「経営改革に向けて」と題して、今後の事業計画等について説明を会社幹部及び各現場長・指定職員に対して行っていました。



た事実が明らかになりました。内容は「それに気づいた今こそ、ただちに経営改革に着手しなければならぬ」とし「鉄道貨物輸送を将来にわたって継続・発展させるために賃金抑制に踏み切ることとしました」と延べています。この発言に対して国労本部は4月2日抗議と緊急申し入れを行いました。

国労は何も説明を受けていない
①「経営計画に向けて」と称する資料について国労は何ら説明を受けていません。しかも、社員の皆様へと訴える資料の中で田村社長は「賃金抑制に踏み切ることとしました」と明確に書いてあります。もし賃金抑制を行うとすれば労働条件の不利益変更となり、当然労働組合に説明を行い、慎重に議論を行っていくべきです。

国労本部が緊急申し入れ



NO. 783
発行
13・4月20日
国鉄労働組合
新潟地方本部
発行責任者 関川 和彦
編集責任者 教 宣 部



一部会社幹部及現場長に対して事前説明を行った行為は労働組合無視、一方的会社施策を強行しようとする現れです。

②3月に内定者の皆さん（昨年入社した社員）に対して「平成25年度事業計画を作成するにあたり、賃金の抑制に踏み切ることとしました」と手紙を送っていた事実です。

③労働組合無視のやり方、しかも国労を無視し、外堀を埋めるようなやり方は極めて遺憾。一連の行動に対して抗議するとともに、社長が出席して経過等を明確にするよう求めました。

緊急申し入れ

①労働組合を無視した一方的な発言に対し謝罪するとともに、発言に至る経過と背景について説明責任を果たすこと。

②「気付いた今こそ」とする発言が、「何を今頃、気付いたのか」明確にする。

③「社外からの厳しい声を受け止めている」としているが、社外とは誰で何を指摘されているのか明らかにすること。

④「従来の手法にとられない・・・経費の削減が不可欠・・・」にある「従来の手法にとられない」とは何を指すのか具体的に明らかにすること。



編集後記

4月に入ってから気温が上がり桜が県内各地で開花しました。昨年より早いのでしょうか。14日に近くの公園など車を走らせながら見に行ってきました。まだ3分先程度でした。満開になっている公園があるようです。

ダンブ・トラックパレードが21日（日）に計画されています。いつもこの頃になると満開になっていますが、風が吹かなければと考えていました。

今年のダンブ・トラックパレードは古町十字路で街宣行動も同時に計画され、和太鼓や歌なども予定されています。多くの参加を。



2013年4月2日発行

建交労ターエス支部号外

ターエス運輸(株)松本紀夫社長は 組合員への報復行為をやめろ!!

一転勤命令無効の決定に対し会社が更なる報復一

私たちが建交労ターエス支部は、なほり構わぬ違法行為で労働者の権利を踏みにじる会社に対し断固たたいにく決意です。引き続き支援をお願いします。

「会社が社会的に許されるはずがない」といふことがあつてこそ、社会的に許されるはずがない。同事件決定による神戸地裁の判断は、「会社の転勤命令は、組合員らの組合活動に対する報復という不当な意図・目的の存在が否定できず」となっています。司法の側からこのような判断を下されているにもかかわらず、ターエス運輸(株)松本紀夫社長は、さらなる報復行為として同社の従業員である同組合員らに対して、生活を営む権利を侵害する行為を行なってきたのです。

会社社長だからといって、従業員の勤務権や生存権を奪う権利は当然のものとばかり言っておらず、「このように」が社会的に許されるはずがありません。

平成25年3月29日付にて神戸地裁より転勤命令無効の仮処分決定を受けた建交労ターエス支部組合員2名は、購れてもとも所属していた尼崎営業所と四日市営業所に同年4月1日に出社しましたが、ターエス運輸(株)松本紀夫社長は、「会社は、同組合員らに対して倉敷営業所への転勤を指示する。従って、倉敷営業所以外での出勤については、欠勤扱いとする。」と所属営業所長を使って同組合員らに命じてきました。

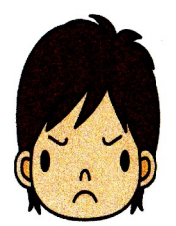
「欠勤扱い」として賃金は支払わないと暴挙



ターエス支部

発行所
全日本建設交通一般労働組合
ターエス支部 機関紙部
兵庫県尼崎市扶桑町1番36号
Tel 06-6482-0257
Fax 06-6482-0257
e-mail ctg.ts-sibu.amagasa
ki@nifty.com

号外55号



2013年4月1日発行

建交労ターエス支部号外

転勤命令無効の決定!

一不当転勤命令に対する仮処分申立に関して両組合員が勝利一

全組合員の皆さん、ご支援ありがとうございました。また、勝利決定へと導いていただいた建交労ターエス支部弁護団の皆様、大変ありがとうございました。

この争議権行使にあたっては、この間、建交労ターエス支部では「全組合員で支える」との意思統一が図られたことで、当該組合員らは、闘う上での大きな勇氣と元氣をもらう事ができました。

会社による不当な転勤命令に対して、このたびの同地裁による決定が下されるまでの間、当事者であった組合員らは、約一カ月間にわたり、指名ストライキを行って闘ってきました。

「本件転勤命令は、債権者(組合)らの組合活動に対する報復という不当な意図・目的の存在が否定できず、債権者らの私生活上の不利益や組合活動、債務者(会社)との間の訴訟遂行をする上での不利益は相当大きいというべきであつて、配転命令権を濫用するものとして無効である」

神戸地裁の決定は「不当な転勤命令は、債権者(組合)らの組合活動に対する報復という不当な意図・目的の存在が否定できず、債権者らの私生活上の不利益や組合活動、債務者(会社)との間の訴訟遂行をする上での不利益は相当大きいというべきであつて、配転命令権を濫用するものとして無効である」



ターエス支部

発行所
全日本建設交通一般労働組合
ターエス支部 機関紙部
兵庫県尼崎市扶桑町1番36号
Tel 06-6482-0257
Fax 06-6482-0257
e-mail ctg.ts-sibu.amagasa
ki@nifty.com

号外54号



この号外は、建交労・ターエス支部、機関紙部が発行した号外です。

会社側の不当な転勤命令に対して神戸地裁は、転勤命令無効と決定しました。

しかし、会社側は、転勤命令無効を勝ち取った組合員に対して出勤しても欠勤扱いとし賃金を支払ってしません。

建交労の組合員は厳しい労働環境の中で闘っています。

ダンブ・トラックパレードの実行委員会、建交労の仲間皆さんから、いろいろな職場の現状が報告されました。

ある会社では、車で通勤している職場の駐車場に駐車しますが駐車料金が請求されています。通勤手当は支給されていません。

建交労では、トラックドライバーの労働環境や労働実態について聞き取り調査を取り組みます。

具体的に健康実態調査・労働条件など、実際にドライバーから聞き取り調査します。

調査結果を集約し各会社への団交・行政への申し入れなど行います。

多くの組合員の御支援・御協力をお願いします。

